

竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例施行規則

令和5年11月2日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例（令和5年竹富町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(立入承認事務手数料の還付)

第3条 条例第4条第2項本文ただし書の規定による手数料の全部又は一部の還付に係る還付割合及び同条同項第3項に規定する規則で定める場合は、別表で定めるところによるものとする。

(特定自然観光資源の管理運営に係る事務の委託)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる基準に適合する法人とする。

- (1) 条例の規定について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。
- (2) エコツーリズム推進法、西表島エコツーリズム推進全体構想及び竹富町観光案内人条例について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。
- (3) 西表島等に本店、主たる事務所その他の主な活動拠点の住所をおいている者であること。
- (4) 観光ガイド免許証（竹富町観光案内人条例第9条第10項に規定する観光ガイド免許証をいう。）を有する者を常時雇用していないこと。

附 則

- 1 この条例は、令和5年11月10日から施行する。
- 2 この施行規則は、その運用の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて、この施行規則の施行後3年を目途に必要な見直しを行うものとする。

別 表

還付することができる場合	還付することができる事由が発生した日			
	特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうする日の7日前まで	特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうする日の6日前から2日前まで	特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうする日の前日	特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうする日の当日
条例第4条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合	全部	4分の3	2分の1	還付しない
天災、交通の途絶その他の立ち入ろうとする者の責めに帰さない不測の事態により立入りを行わない旨通知があった場合	全部	全部	全部	全部